

様式第2号(第2条関係)

(地方税)

不服申立てがあつた場合

愛媛県(市・町)

地方税

××税について次のとおり不服申立てがあつた。

- 一 不服申立て人の住所及び氏名
- 二 不服申立てがあつた日
- 三 不服申立ての目的となつた処分
- 四 不服申立ての概要
- 五 関係地方公共団体名
- 六 その他必要な事項

不服申立てに対する決定又は裁決をした場合

愛媛県(市・町)

地方税

×月×日第×号紙に掲載された不服申立てについて次のとおり決定(裁決)した。

- 一 不服申立て人の住所及び氏名
- 二 不服申立てがあつた日
- 三 不服申立ての目的となつた処分
- 四 関係地方公共団体名
- 五 決定(裁決)の日
- 六 決定(裁決)の内容
- 七 その他必要な事項

様式第3号(第2条関係)

(選挙の結果)

愛媛県

選挙

×月×日知事の選挙を行った結果、次の者が当選した。
.....(.....党) (男 女)

様式第4号(第2条関係)

(住民投票)

愛媛県

住民投票

××年×月×日地方自治法第二百六十一条の規定により行われた投票の経過及び結果は、次のとおりである。

一 経過

二 結果

有権者数	投票者数	賛成者数	反対者数
・	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・

様式第5号(第2条関係)

(人事異動)

愛媛県

新

旧

.....	(.....)	氏名
.....	(.....)	氏名

(以上×月×日)

注 様式第五号

一 発令年月日順に記載することとし(同順に辞職が含まれる場合は、辞職を先行させる。)、同一月日の発令者が二人以上にわたる場合には、発令月日の記載を(以上×月×日)とする(一人の場合は、「以上」は記載しない。)

二 職員がその意により退職した場合は、上段の記載を「辞職」とする。

異動事由が任期満了(定年退職・死亡退職)である場合は、上段に「任期満了(定年退職・死亡退職)」と記載する。

三 旧職が第二条の表第五項各号に掲げる職でない場合は、下段は職員等(旧職が一般企業等の場合は、空欄とすること。)(とし、()を付さずに記載する。ただし、各省から採用され、その者が本省の課長相当職以上でない者については、××事務官又は××技官として()を付して記載する。

四 同じ表現や役職が続く場合は、「同」を使用する。

五 「事務取扱」等は、掲載できない。

六 役職が「兼××」等の場合は、部分だけを記載し、××部分は削る。

様式第6号(第2条関係)

(人事異動)

愛媛県

議長(副議長)選挙

議長(副議長)は、×月×日辞職し、欠員であつたところ、×月×日次の者が選挙された。

議長(副議長) 氏 名

様式第7号(第2条関係)

(人事異動)

愛媛県

××委員会委員(監査委員)任命(選任)

委員は、×月×日任期満了し(辞職し・失職し・罷免され)、(欠員であつたところ)、×月×日次の者が任命(選任)された。

××委員会委員(監査委員)氏 名

様式第6号(第2条関係)

(人事異動)

愛媛県

選挙管理委員会委員選挙(補欠)

委員は、x月x日任期満了し(辞職し・失職し・罷免され)、(、欠員であつたところ)、x月x日次の者が選挙(補欠)された。

選挙管理委員会委員 氏 名

様式第9号(第2条関係)

(人事異動)

愛媛県

××委員会委員(監査委員)再任

委員は、×月×日再任された。

注 様式第六号、様式第九号

- 一 () は前任者が退職し、後任者が任命等されるまで二日以上期間があつた場合に、() は監査委員及び人事委員会委員の異動の場合に記載すること。
- 二 異動日が同じ月であれば「×月×日退職し、同月×日」と等とする。
また、同日であれば「×月×日退職し、同日」と等とする。
- 三 二名の場合は、「委員及び委員」と、三名以上の場合は、「委員、委員及び委員」と等とする。
- 四 様式第八号において、任期満了する前に選挙が行われた場合は、「×月×日任期満了となるため、×月×日次の者が選挙された」とする。

様式第10号（第2条関係）

（事務所）

愛媛県（市・町）

事務所

××年×月×日××を次の位置に設置した（変更した）。

.....

注 年月日は、事務所の位置を定める（変更する）条例の施行期日によること。

様式第11号を削る。

(愛媛県精神保健福祉センター処務規程の一部改正)

第7条 愛媛県精神保健福祉センター処務規程(昭和47年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
愛媛県心と体の健康センター処務規程 (趣旨) 第1条 この訓令は、愛媛県心と体の健康センター(以下「センター」という。)の処務に関し必要な事項を定めるものとする。	愛媛県精神保健福祉センター処務規程 (趣旨) 第1条 この訓令は、愛媛県精神保健福祉センター(以下「センター」という。)の処務に関し必要な事項を定めるものとする。

(愛媛県立果樹試験場処務規程の一部改正)

第8条 愛媛県立果樹試験場処務規程(昭和50年愛媛県訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(分掌事務) 第2条 試験場の課、室(育種栽培室を除く。)及び分場の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課 省略 栽培育種室 (1) 果樹(かんきつを除く。第3号において同じ。)の品種改良及び栽培改善並びに果実管理に関する試験研究及び調査に関すること。 (2) 果樹の施設栽培に関する試験研究及び調査に関すること。 (3) 省略 生産環境室 省略 鬼北分場 省略 岩城分場 瀬戸内海島しよ部におけるかんきつの栽培改善_____に関する試験、研究及び調査に関すること。 <u>2 試験場のみかん研究所の分掌事務は、次のとおりとする。</u> 育種栽培室 (1) <u>かんきつの品種改良及び栽培改善に関する試験、研究及び調査に関すること。</u> (2) <u>各試験研究機関とのかんきつの育種栽培に関する共同研究に関すること。</u> (職務) 第3条 省略 <u>2 省略</u> <u>3 試験場の室長(育種栽培室長を除く。)及び課長は、場長の命を受け、それぞれ室及び課の事務を掌理する。</u> <u>4 所長及び分場長は、場長の命を受け、それぞれ研究所及び分場の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</u> <u>5 研究所の室長は、所長の命を受け、室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</u> 6~10 省略	(分掌事務) 第2条 試験場の課_____及び分場の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課 省略 栽培育種室 (1) 果樹_____の品種改良及び栽培改善並びに果実管理に関する試験研究及び調査に関すること。 (2) 果樹栽培の省力化に関する試験研究及び調査に関すること。 (3) 省略 生産環境室 省略 南予分場 南予地域におけるかんきつの栽培改善、土壌及び病害虫防除に関する試験、研究及び調査に関すること。 鬼北分場 省略 岩城分場 瀬戸内海島しよ部におけるかんきつの栽培改善、土壌及び病害虫防除に関する試験、研究及び調査に関すること。 (職務) 第3条 省略 <u>2 次長は、場長を補佐し、場長に事故があるときは、その職務を代行する。</u> <u>3 省略</u> <u>4 _____室長_____及び課長は、場長の命を受け、それぞれ室及び課の事務を掌理する。</u> <u>5 _____分場長は、場長の命を受け、_____分場の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</u> 6~10 省略

11 場長、所長又は分場長に事故があるときは、それぞれ場長、所長又は分場長があらかじめ指定した職員が、その職務を代行する。
(専決事項)

第4条 省略

2 所長及び分場長の専決処理すべき事項は、次_____に掲げるとおりとする。

- (1) 省略
- (2) 所属職員の出張に関すること。
- (3) 所属職員の休暇、育児休業等その他服務に関すること。
- (4) 省略

(代決事項)

第5条 場長が不在のときは、場長があらかじめ指定した職員がその事務を代決する。

2 省略

11 場長_____又は分場長に事故があるときは、_____分場長があらかじめ指定した職員が、その職務を代行する。
(専決事項)

第4条 省略

2 _____分場長の専決処理すべき事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 省略
- (2) 分場職員の出張に関すること。
- (3) 分場職員の休暇、育児休業等その他服務に関すること。
- (4) 省略

(代決事項)

第5条 場長が不在のときは、次長_____がその事務を代決する。

2 省略

(愛媛県青少年対策本部規程の一部改正)

第9条 愛媛県青少年対策本部規程(昭和54年愛媛県訓令第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(事務局) 第7条 対策本部の事務を処理するため、 <u>県民環境部管理局</u> 県民活動推進課に事務局を置く。 2 事務局に事務局長を置き、 <u>県民環境部管理局</u> 県民活動推進課長の職にある者をもつて充てる。	(事務局) 第7条 対策本部の事務を処理するため、 <u>県民環境部</u> 県民協働局県民活動推進課に事務局を置く。 2 事務局に事務局長を置き、 <u>県民環境部</u> 県民協働局県民活動推進課長の職にある者をもつて充てる。

(愛媛県交通対策班規程の一部改正)

第10条 愛媛県交通対策班規程(昭和56年愛媛県訓令第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(設置) 第1条 交通安全対策の総合的な企画調整に関する事務を処理するため、 <u>県民環境部防災局</u> 消防防災安全課に交通対策班(以下「班」という。)を設置する。 (組織) 第3条 班は、 <u>県民環境部防災局</u> 消防防災安全課交通安全計画係及び交通教育指導係に属する職員並びに同課に属するその他の職員のうちから県民環境部長が指定する者をもつて組織する。 (職制) 第4条 班に班長を置き、 <u>県民環境部防災局</u> 消防防災安全課長補佐のうちから、知事が命ずる。	(設置) 第1条 交通安全対策の総合的な企画調整に関する事務を処理するため、 <u>県民環境部</u> 管理局消防防災安全課に交通対策班(以下「班」という。)を設置する。 (組織) 第3条 班は、 <u>県民環境部</u> 管理局消防防災安全課交通安全計画係及び交通教育指導係に属する職員並びに同課に属するその他の職員のうちから県民環境部長が指定する者をもつて組織する。 (職制) 第4条 班に班長を置き、 <u>県民環境部</u> 管理局消防防災安全課長補佐のうちから、知事が命ずる。

(参与等設置規程の一部改正)

第11条 参与等設置規程(昭和60年愛媛県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(目的) 第1条 この訓令は、愛媛県職員の職の設置規則(昭和48年愛媛県規則第24号)第5条の規定に基づき、参与、特別参与及び知事補佐官(以下「参与等」という。)の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。	(目的) 第1条 この訓令は、愛媛県職員の職の設置規則(昭和48年愛媛県規則第24号)第6条の規定に基づき、参与、特別参与及び知事補佐官(以下「参与等」という。)の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(愛媛県男女共同参画推進本部規程の一部改正)

第12条 愛媛県男女共同参画推進本部規程(平成2年愛媛県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前						
<p>(幹事会)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 幹事長は、県民環境部<u>管理局长</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>4～6 省略</p> <p>(事務局)</p> <p>第7条 推進本部の事務を処理するため、県民環境部<u>管理局</u>に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長を置き、県民環境部<u>管理局长</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>別表2(第6条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>1～3 省略</td> </tr> <tr> <td>4 県民環境部<u>管理局</u>男女参画課長</td> </tr> <tr> <td>5～11 省略</td> </tr> </table>	1～3 省略	4 県民環境部 <u>管理局</u> 男女参画課長	5～11 省略	<p>(幹事会)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 幹事長は、県民環境部<u>県民協働局长</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>4～6 省略</p> <p>(事務局)</p> <p>第7条 推進本部の事務を処理するため、県民環境部<u>県民協働局</u>に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長を置き、県民環境部<u>県民協働局长</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>別表2(第6条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>1～3 省略</td> </tr> <tr> <td>4 県民環境部<u>県民協働局</u>男女参画課長</td> </tr> <tr> <td>5～11 省略</td> </tr> </table>	1～3 省略	4 県民環境部 <u>県民協働局</u> 男女参画課長	5～11 省略
1～3 省略							
4 県民環境部 <u>管理局</u> 男女参画課長							
5～11 省略							
1～3 省略							
4 県民環境部 <u>県民協働局</u> 男女参画課長							
5～11 省略							

(愛媛県県民総合相談プラザ及び県民相談プラザ規程の一部改正)

第13条 愛媛県県民総合相談プラザ及び県民相談プラザ規程(平成3年愛媛県訓令第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(県民総合相談プラザの組織)</p> <p>第3条 県民総合相談プラザは、次に掲げる職員をもって組織する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>(県民総合相談プラザの組織)</p> <p>第3条 県民総合相談プラザは、次に掲げる職員をもって組織する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>非常勤の嘱託員</u></p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項第3号の職員は、別に定めるところにより知事が委嘱する。</p>

(愛媛県文書管理規程の一部改正)

第14条 愛媛県文書管理規程(平成4年愛媛県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(文書等の配付)</p> <p>第12条 文書主管課又は文書担当課において受領した文書等は、次に掲げるところにより配付するものとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 本庁又は地方機関に到達した親展文書のうち、知事又は副知事あてのものはその秘書事務を担当する課に、<u>会計管理者</u>あてのものは本庁の会計事務主管課に、本庁の部(部に準ずるもの)として文書主管課長が指定するものを含む。以下同じ。)の長あてのものは各部幹事課に、地方局長あてのものは地方局長が適当と認める課所に、その他のものはあて名の職員に配付すること。</p> <p>(4) 省略</p>	<p>(文書等の配付)</p> <p>第12条 文書主管課又は文書担当課において受領した文書等は、次に掲げるところにより配付するものとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 本庁又は地方機関に到達した親展文書のうち、知事又は副知事あてのものはその秘書事務を担当する課に、<u>出納長</u>あてのものは本庁の会計事務主管課に、本庁の部(部に準ずるもの)として文書主管課長が指定するものを含む。以下同じ。)の長あてのものは各部幹事課に、地方局長あてのものは地方局長が適当と認める課所に、その他のものはあて名の職員に配付すること。</p> <p>(4) 省略</p>

(3) 本庁の各部課又は各地方機関に対する文書には、本庁の部の長、会計管理者（知事の権限に属する事務に係る文書の場合を除く。）若しくは出納局長若しくは地方機関の長又は本庁の部若しくは地方機関の名を用いること。ただし、軽易な事項については、本庁の課の長若しくは地方機関の部の長又は本庁の課の名を用いることができる。

2 省略

別表（第54条関係） 文書保存期間基準

保存期間の種別	長期	10年	5年	3年	1年
項目					
省略					
人事、福利厚生等	省略			職員の事務引継書	
	知事、副知事及び旧出納長の事務引継書				
	省略				
省略					

(3) 本庁の各部課又は各地方機関に対する文書には、本庁の部の長、出納長（知事の権限に属する事務に係る文書の場合に限る。）若しくは副出納長若しくは地方機関の長又は本庁の部若しくは地方機関の名を用いること。ただし、軽易な事項については、本庁の課の長若しくは地方機関の部の長又は本庁の課の名を用いることができる。

2 省略

別表（第54条関係） 文書保存期間基準

保存期間の種別	長期	10年	5年	3年	1年
項目					
省略					
人事、福利厚生等	省略			職員の事務引継書	
	知事、副知事及び出納長 <u>の</u> 事務引継書				
	省略				
省略					

様式第4号甲（表）中「出納長」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 決裁欄及び合議欄は、この様式に準じて適宜変更して差し支えないこと。

（愛媛県農業総合対策推進班規程の一部改正）

第15条 愛媛県農業総合対策推進班規程（平成6年愛媛県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表（第3条関係）</p> <p>1～4 省略</p> <p>5 農林水産部管理局農政課農村振興係長</p> <p>6 農林水産部管理局農政課<u>直接支払係長</u></p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p> <p>12 省略</p> <p>13 省略</p> <p>14 省略</p> <p>15 省略</p> <p>16 省略</p> <p>17 省略</p> <p>18 省略</p> <p>19 省略</p> <p>20 省略</p> <p>21 省略</p> <p>22 省略</p> <p>23 省略</p> <p>24 省略</p> <p>25 省略</p> <p>26 省略</p> <p>27 省略</p> <p>28 省略</p> <p>29 省略</p> <p>30 省略</p> <p>31 省略</p>	<p>別表（第3条関係）</p> <p>1～4 省略</p> <p>5 農林水産部管理局農政課構造改善係長</p> <p>6 農林水産部管理局農政課中山間対策室長補佐</p> <p>7 農林水産部管理局農政課中山間対策室業務係長</p> <p>8 農林水産部管理局農政課中山間対策室振興係長</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p> <p>12 省略</p> <p>13 省略</p> <p>14 省略</p> <p>15 省略</p> <p>16 省略</p> <p>17 省略</p> <p>18 省略</p> <p>19 省略</p> <p>20 省略</p> <p>21 省略</p> <p>22 省略</p> <p>23 省略</p> <p>24 省略</p> <p>25 省略</p> <p>26 省略</p> <p>27 省略</p> <p>28 省略</p> <p>29 省略</p> <p>30 省略</p> <p>31 省略</p> <p>32 省略</p> <p>33 省略</p>

(愛媛県臓器移植支援センター規程の一部改正)

第16条 愛媛県臓器移植支援センター規程(平成10年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(組織)</p> <p>第3条 センターは、センター長、副センター長、総務課長、総務担当、検査担当及びコーディネート担当をもって組織する。</p> <p>(職制)</p> <p>第4条 省略</p> <p><u>2</u> 副センター長は、研究所の副所長の職にある者をもって充てる。</p> <p><u>3</u> 省略</p> <p><u>4</u> 省略</p> <p>(センター長等 _____ の職務)</p> <p>第5条 省略</p> <p><u>2</u> 副センター長は、センター長を補佐する。</p> <p><u>3</u> 総務課長は、センター長の命を受け、課の事務を掌理する。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 センターは、センター長_____、総務課長、総務担当、検査担当及びコーディネート担当をもって組織する。</p> <p>(職制)</p> <p>第4条 省略</p> <p><u>2</u> 省略</p> <p><u>3</u> 省略</p> <p>(センター長及び総務課長の職務)</p> <p>第5条 省略</p> <p><u>2</u> 総務課長_____は、センター長を補佐する。</p>

(愛媛県市町村合併推進本部規程の一部改正)

第17条 愛媛県市町村合併推進本部規程(平成13年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表1 (第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>1</u> 省略</p> <p><u>2</u> 省略</p> <p><u>3</u> 省略</p> <p><u>4</u> 省略</p> <p><u>5</u> 省略</p> <p><u>6</u> 省略</p> <p><u>7</u> 省略</p> <p><u>8</u> 省略</p> <p><u>9</u> 省略</p> <p><u>10</u> 省略</p> <p><u>11</u> 省略</p> <p><u>12</u> 省略</p> <p><u>13</u> 省略</p> <p><u>14</u> 省略</p> <p><u>15</u> 省略</p> </div>	<p>別表1 (第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>1</u> 出納長</p> <p><u>2</u> 省略</p> <p><u>3</u> 省略</p> <p><u>4</u> 省略</p> <p><u>5</u> 省略</p> <p><u>6</u> 省略</p> <p><u>7</u> 省略</p> <p><u>8</u> 省略</p> <p><u>9</u> 省略</p> <p><u>10</u> 省略</p> <p><u>11</u> 省略</p> <p><u>12</u> 省略</p> <p><u>13</u> 省略</p> <p><u>14</u> 省略</p> <p><u>15</u> 省略</p> <p><u>16</u> 省略</p> </div>

(愛媛県立医療技術大学処務規程の一部改正)

第18条 愛媛県立医療技術大学処務規程(平成16年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2~6 省略</p> <p><u>7</u> 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。</p> <p><u>8</u> 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。</p>	<p>(職務)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2~6 省略</p> <p>7 教授は _____、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。</p> <p>8 助教授は、教授の職務を助ける。</p>

- 9 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
- 10 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- 11～21 省略
(事務の委任)

第6条 学長に委任する事務は、別に定めるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1)～(5) 省略
- (6) 入学科及び授業料の徴収に関すること(旧愛媛県立医療技術短期大学(以下「旧短期大学」という。)の授業料の徴収に関することを含む。)
- (7)～(10) 省略
(代決)

第9条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。

決 裁 者	代 決 者	
	第1次代決者	第2次代決者
学長	事務局長	学部長
事務局長	総務課長	学務課長又は 総務課長補佐
学部長	総務課長	総務課長補佐
地域交流センター長	総務課長	総務課長補佐
図書館長	総務課長	総務課長補佐

別表第2(第8条関係)

学長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			学 長	専決者	
				事務局長	学部長
学 務 課	1～5 省略				
	6 旧短期大学の卒業 者及び 修了者 に関する 事務	1 学籍簿その他諸記録に関する こと。			—
		2 諸証明に関する こと。			—
		3 就職に関する こと。	—		

- 9 講師は、教授又は助教授に準ずる職務に従事する。
- 10 助手は、教授及び助教授の職務を助ける
_____。
_____。
- 11～21 省略
(事務の委任)

第6条 学長に委任する事務は、別に定めるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1)～(5) 省略
- (6) 入学科及び授業料の徴収に関すること _____
_____。
- (7)～(10) 省略
(代決)

第9条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。

決 裁 者	代 決 者	
	第1次代決者	第2次代決者
学長	事務局長	学部長
事務局長	総務課長	学務課長
学部長	総務課長	学務課長
地域交流センター長	総務課長	学務課長
図書館長	総務課長	学務課長

別表第2(第8条関係)

学長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			学 長	専決者	
				事務局長	学部長
学 務 課	1～4 省略				

(愛媛県総務事務センター規程の一部改正)

第19条 愛媛県総務事務センター規程(平成18年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(任務)</p> <p>第2条 センターは、次に掲げる事項を処理する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 旅費の支出の集中処理業務に係る支出負担行為の確認に関する こと。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 センターは、総務部新行政推進局行政システム改革課総務事務センター管理係及び総務事務センター審査係に属する職員並びに同課に属するその他の職員のうちから総務部長が指名する者をもって組織する。</p>	<p>(任務)</p> <p>第2条 センターは、次に掲げる事項を処理する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 センターは、総務部新行政推進局行政システム改革課総務事務センター係 _____ に属する職員及び同課に属するその他の職員のうちから総務部長が指名する者をもって組織する。</p>

(愛媛整肢療護園処務規程等の廃止)

第20条 次に掲げる訓令は、廃止する。

- (1) 愛媛整肢療護園処務規程(昭和31年愛媛県訓令第13号)
- (2) 愛媛県健康増進センター処務規程(昭和50年愛媛県訓令第25号)
- (3) 愛媛県立医療技術短期大学処務規程(昭和63年愛媛県訓令第7号)
- (4) 愛媛県F A Z整備推進班規程(平成5年愛媛県訓令第7号)

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

愛媛県訓令第7号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関
労 働 委 員 会 事 務 局

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

愛媛県職員被服等貸与規程(昭和54年愛媛県訓令第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表第2(第2条、第5条関係) 作業服等の貸与基準						別表第2(第2条、第5条関係) 作業服等の貸与基準					
貸与対象者	品目	数量	着用期間	貸与期間	備考	貸与対象者	品目	数量	着用期間	貸与期間	備考
1 作業員の業務に従事する職員	(1)~(4) 省略					1 作業員の業務に従事する職員	(1)~(4) 省略				
	(5) <u>子ども療育センター、繊維産業試験場、紙産業研究センター、農業大学校、農業試験場、果樹試験場、花き総合指導センター、林業技術センター、水産試験場開発室若しくは増殖室、中予水産試験場企画開発室、増殖室若しくは東</u>	省略					(5) <u>愛媛整肢療護園</u> 、繊維産業試験場、紙産業研究センター、農業大学校、農業試験場、果樹試験場、花き総合指導センター、林業技術センター、水産試験場開発室若しくは増殖室、中予水産試験場企画開発室、増殖室若しくは東	省略			

					勤務する職員のうち、 <u>織機業務に従事するもの又は紙産業研究センター若しくは窯業試験場に勤務する職員のうち、試験業務に従事するものに限る。</u>					
26～40 省略										
41 水産試験場、中予水産試験場	省略									
_____又は 魚病指導センターに勤務する職員のうち、試験研究業務、船舶乗組業務又は水産動植物の管理業務に従事するもの	安全靴	1	年間	3年	船舶乗組業務に従事する職員に限る。					
42～46 省略										
26～40 省略										
41 水産試験場、中予水産試験場、栽培漁業センター、中予栽培漁業センター	省略									
_____又は 魚病指導センターに勤務する職員のうち、試験研究業務、船舶乗組業務又は水産動植物の管理業務に従事するもの	安全靴	1	年間	3年	船舶乗組業務に従事する職員を除く。					
42～46 省略										

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

愛媛県訓令第8号

保 健 福 祉 部
松 山 地 方 局
子 ども 療 育 セ ン タ ー

愛媛県立子ども療育センター処務規程を次のように定める。

平成19年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県立子ども療育センター処務規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、愛媛県立子ども療育センター(以下「センター」という。)の処務に関し必要な事項を定めるものとする。

(分掌事務)

第2条 庶務係の分掌事務は、次のとおりとする。

庶務係

- (1) 公印の管理に関すること。
- (2) 文書の管理に関すること。
- (3) 職員の人事、給与及び服務に関すること。
- (4) 予算、決算その他会計事務に関すること。
- (5) センターの事務の連絡調整に関すること。
- (6) センターの施設、附属設備及び備品の使用の許可に関すること。
- (7) 使用料及び手数料に関すること。
- (8) 医療費の請求に関すること。

- (9) 財産の管理及びセンターの取締りに関すること。
- (10) 給食に関すること。
- (11) その他他の主管に属しないこと。

(職務)

第3条 医監は、知事の命を受け、高度の医療等に係る事務を処理する。

- 2 所長は、知事の命を受け、センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 副所長は、所長を補佐する。
- 4 事務局長は、上司の命を受け、センターの事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。
- 5 参事は、上司の命を受け、特に重要な事務を処理する。
- 6 副参事は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。
- 7 事務局次長は、事務局長を補佐する。
- 8 看護部長は、上司の命を受け、主管事務を掌理する。
- 9 医幹は、上司の命を受け、医療等に係る事務を処理する。
- 10 専門員は、上司の命を受け、専門事項について絶えず調査研究を行い、当該専門事項に係る事務を分担する職員を指導し、かつ、高度の専門事項を自ら処理する。
- 11 係長、医長、副医長及び看護長は、所掌する事務を管理する。
- 12 担当係長は、上司の命を受け、担当事務を管理する。
- 13 主任は、上司の命を受け、特定の事務を処理する。
- 14 主事、技師及びその他の職員は、上司の命を受け、センターの業務に従事する。

(専決事項)

第4条 所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、重要又は異例と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- (1) センターの業務に関し職名又はセンター名で文書を施行すること。
- (2) 公文書の公開に関すること(公文書の公開の請求(申請を含む。))に対する決定に係る不服申立て(不服の申出を含む。)に関するものを除く。)
- (3) 個人情報取扱事務の登録に関すること。
- (4) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること(個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定に係る不服申立てに関するものを除く。)
- (5) 所属職員の出張に関すること。
- (6) 所属職員の休暇、育児休業等、職務専念義務の免除その他服務に関すること。
- (7) 愛媛県立子ども療育センター使用料及び手数料条例(平成19年愛媛県条例第21号)第4条の規定による使用料及び手数料の減免に関すること。
- (8) 愛媛県立子ども療育センター使用規則(平成19年愛媛県規則第19号。以下「規則」という。)第6条ただし書、第15条ただし書、第24条ただし書及び第36条ただし書の規定による入所又は通園の期間の変更に関すること。
- (9) 規則第8条、第17条、第26条及び第38条の規定による入所及び通園の可否の決定並びに契約の締結に関すること。
- (10) 規則第11条、第20条及び第29条の規定による契約の解除及び退所処分に関すること。
- (11) 規則第42条、第44条及び第45条の規定によるセンターの施設、附属設備及び備品の利用の許可及び利用の変更の許可並びに利用の許可の取消し等に関すること。
- (12) その他軽易又は常例に属する事務の執行に関すること。

(代決)

第5条 所長が不在のときは、副所長が代決する。

- 2 所長及び副所長が共に不在のときは、事務局長が代決する。ただし、直接医療技術に関する事項については、主務の長が代決する。
- 3 前2項の規定により代決した事務で重要なものは、後閲を受けなければならない。

(細則)

第6条 この訓令に定めるもののほか、センターの処務に関し必要な事項は、所長が知事の承認を得て定める。

(他の規程の準用)

第7条 この訓令及び前条の規定により定められたもののほか、センターの処務については、愛媛県処務細則(昭和29年愛媛県訓令第5号)の例による。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

愛媛県訓令第9号

保 健 福 祉 部
松 山 地 方 局
子 ども 療 育 セ ン タ ー

愛媛県発達障害者支援センター規程を次のように定める。

平成19年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県発達障害者支援センター規程

(設置)

第1条 発達障害者の自立及び社会参加に資するよう総合的な支援を行うため、愛媛県立子ども療育センター（以下「子ども療育センター」という。）に、発達障害者支援センター（以下「支援センター」という。）を設置する。

(任務)

第2条 支援センターは、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第14条第1項各号に掲げる業務を処理する。

(組織)

第3条 支援センターは、センター長、相談支援担当、発達支援担当及び就労支援担当をもって組織する。

(職制)

第4条 センター長は、子ども療育センターの副所長の職にある者をもって充てる。

2 相談支援担当、発達支援担当及び就労支援担当は、子ども療育センターに勤務する職員のうちから子ども療育センター所長が指定する。

(センター長の職務)

第5条 センター長は、支援センターを統轄する。

(雑則)

第6条 この訓令に定めるもののほか、支援センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。